

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社C S - C			コード	9258
提出日	2025/12/4		異動（予定）日	2024/12/20	
独立役員届出書の提出理由	2024年12月20日開催の第13期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行が承認可決され、従前の社外監査役が監査等委員である社外取締役に選任されたため。 また、同株主総会終結の時をもって、独立役員である常勤監査役の金田一喜代美氏が任期満了により退任したため。				
<input checked="" type="checkbox"/>	独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	福田 貴史	社外取締役	○													○	有	
2	中山 茂	社外取締役	○											○			新任	有
3	山口 满	社外取締役	○													○	新任	有
4																		
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	—	経営者及び取締役としての知識・経験を有しているほか、財務・経営戦略全般に関するアドバイザリー業務等の経験が豊富であることから、当該知見を活かして取締役の執務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したため、社外取締役として選任しております。 なお、当社との間で人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はなく、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており、一般株主と利益相反が生じるおそれもないことから、独立役員として指定しております。
2	当社は同氏が所属するTMI総合法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、年間取引額は僅少であり、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしております。また、同氏は当社の担当弁護士ではないため、一般株主と利益相反が生じるおそれもなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。 なお、2022年12月27日に提出しております届出書の「独立役員・社外役員の独立性に関する事項」においては、誤った判断により該当なしとしておりましたが、当時より上記記載の状況であったことを確認しております。	弁護士としての実務経験を有しており、企業法務に精通していることから、当該知見を活かして取締役の執務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したため、社外取締役として選任しております。 なお、当社は同氏が所属するTMI総合法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、年間取引額は僅少であり、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしております。また、同氏は当社の担当弁護士ではないため、一般株主と利益相反が生じるおそれもなく、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されていると判断し、独立役員として指定しております。
3	—	公認会計士としての実務経験を有しており、財務会計に精通しているほか、他社の社外監査役としての経験が豊富で企業経営に関する見識を有していることから、当該知見を活かして取締役の執務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したため、社外取締役として選任しております。 なお、当社との間で人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はなく、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており、一般株主と利益相反が生じるおそれもないことから、独立役員として指定しております。
4		
5		

4. 補足説明

2024年12月20日開催の第13期定時株主総会に先立ち提出すべきものでありましたが、事務手続きを失念していたことにより提出が遅延いたしました。
なお、記載の3名につきましては、今回（第14期）の定時株主総会における異動はありません。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。